

WAON 利用約款

☆規約をよくお読みになってご納得のうえ、カードをご利用ください。

第 1 条 (目的)

本約款は、イオン株式会社が管理及び運営する電子マネー「WAON」によるお取引について規定するもので、次条に定義する WAON 発行者及びカード発行者は、「WAON」のお取引について本約款に従い取り扱うものとし、次条に定義する利用者は、本約款に従いお取引をしていただきます。

第 2 条 (定義)

本約款において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

(1) WAON 本約款に基づき WAON 発行者が発行した円単位の金額についての電子情報であって、本約款に基づき利用者が WAON 加盟店との間の商品の購入、役務の提供その他の取引における代金の支払に利用することができるもの

(2) WAON カード WAON を記録することができるカード

(3) WAON サービス 利用者が WAON 加盟店との間の商品の購入、役務の提供その他の取引において本約款に従って WAON を利用した場合に、利用された WAON 相当額について WAON 発行者が WAON 加盟店に対して代金の支払を行うサービス

(4) WAON マーク WAON カード、WAON 加盟店、WAON 端末等、WAON サービスに係るものであるものに使用される商標

(5) チャージ WAON カードに記録された WAON の金額を加算すること

(6) 利用者 WAON の保有者であって、本約款に基づき WAON を利用する方

(7) WAON ブランドオーナー WAON を管理及び運営する主体としてのイオン株式会社

(8) WAON 発行者 WAON ブランドオーナーとの契約により WAON を発行する事業者及び WAON を発行する主体としてのイオン株式会社

(9) カード発行者 WAON ブランドオーナーとの契約により WAON カードを発行する事業者及び WAON カードを発行する主体としてのイオン株式会社

(10) WAON 加盟店 利用者が本約款に従って商品の購入、役務の提供その他の取引において WAON を利用することができるイオン株式会社その他の事業者

(11) WAON 事業者 WAON ブランドオーナー、WAON 発行者、カード発行者及び WAON 加盟店の総称

(12) WAON 端末 WAON のチャージ、利用、残高照会、利用履歴等の WAON の電子情報を処理することができる端末の総称であって、次に定めるものの総称

①事業者端末 WAON のチャージ、利用、残高照会、利用履歴等の WAON の電子情報を処理することができる端末の総称であって、WAON 事業者が管理するもの

②利用者端末 WAON のチャージ、利用、残高照会、利用履歴等の WAON の電子情報を処理することができる端末の総称であって、利用者が管理するもの

第 3 条 (WAON カードの交付)

1. WAON サービスを希望される方は、カード発行者が定める手続により、WAON カードの交付を受けることができます。

2. カード発行者は、前項の WAON カードの交付に際し、カード発行者が定める方法により、カード発行者所定の手数料を申し受けます。

3. カード発行者が WAON カードを交付する場合には、当初 WAON の利用可能残高は 0 円とします。

第 4 条 (インターネットでのご利用準備)

1. WAON 事業者がインターネットを用いた WAON サービスの提供を開始した場合、利用者は、パーソナル・コンピュータを用いてインターネット上で WAON の利用等を行うことができます。

2. WAON をインターネット上でご利用いただくときは、利用者は、利用者ご自身の費用と負担によって利用者端末をご準備下さい。

3. インターネットを用いた WAON サービスの開始時期、当該サービスの内容、利用者端末のご準備の方法等については、WAON サービスに係るホームページ等でご案内させていただきますので、これを確認ください。

第 5 条 (WAON のチャージ)

1. 利用者が WAON カードにチャージを希望されるときは、WAON カード券面に記載された WAON 発行者に対し、WAON 発行者所定の方法により、お申し込みください。なお、チャージ方法については、WAON サービスに係るホームページその他の説明書等をご参照ください。

2. WAON の利用可能残高は、20,000 円を上限とします。

3. チャージの完了及びチャージ後の利用可能残高は、チャージの操作を行った WAON 端末又はチャージ完了時に発行されたレシートに表示されますので、利用者は、かかる表示をご確認いただくものとし、WAON 端末に表示された時又はレシートが発行された時に利用者から特段の申し出がない限り、利用者は、チャージの完了及びチャージ後の利用可能残高に誤りがないことをご確認いただいたものとし、
4. 利用者は、WAON カード券面に記載されていない他の WAON 発行者との取引に変更すること及び WAON カード券面に記載されていない他の WAON 発行者において WAON カードにチャージすることはできませんので、ご了承ください。

第 6 条 (WAON のチャージができない場合)

1. 利用者は、次の場合、WAON カードにチャージすることはできませんので、ご了承ください。
 - (1) WAON カード又は WAON が破損しているとき。
 - (2) WAON 端末（ただし、利用者端末を除く。）の稼働時間外であるとき。
 - (3) 停電、システム障害、WAON 端末の故障その他やむをえない事由があるとき。
 - (4) 利用者が、本約款に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
2. 前項に基づき利用者が WAON カードにチャージできないことにより利用者に損害等が生じた場合であっても、WAON 事業者は、その責任を負いませんので、ご了承ください。

第 7 条 (利用可能残高の確認等)

1. WAON の利用可能残高は、WAON の利用可能残高の表示機能を備えた WAON 端末その他 WAON 発行者所定の方法によりご確認くださいことができます。
2. 利用者が WAON カードを複数枚お持ちの場合、各カードの利用可能残高を 1 枚のカードに統合することはできません。
3. WAON のご利用履歴は、WAON の利用履歴の表示機能を備えた WAON 端末その他 WAON 発行者所定の方法によりご確認くださいことができます。各端末において表示される WAON のご利用履歴の範囲等については、WAON 発行者が定めるところによりますので、ご了承ください。

第 8 条 (WAON のご利用)

利用者は、WAON 加盟店において、商品の購入、役務の提供その他の取引を行うに際し、WAON をその利用可能残高の範囲内で、WAON 発行者及び WAON 加盟店が定める方法により代金のお支払にご利用いただけます。

第 9 条 (WAON のご利用ができない場合)

1. 利用者は、次の場合には、WAON をご利用いただくことができません。
 - (1) WAON カードが偽造若しくは変造され、又は WAON が不正に作り出されたものであるとき。
 - (2) WAON カードが違法に取得されたものであるとき、違法に取得されたことを知りながら、若しくは知ることができる状態で取得したとき、又は WAON が違法に保有されるに至ったものであるとき。
 - (3) 利用者が、本約款に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
 - (4) 利用者の WAON 利用状況等に照らし、WAON の利用者として不相当と WAON 発行者が判断したとき。
 - (5) WAON カード又は WAON の破損、WAON 端末の故障、システム障害、停電、天災地変その他やむを得ない事由があるとき。
 - (6) システムメンテナンス、システム管理会社の休業日又は休業時間、その他システム上の理由により一時的に WAON の利用を停止するとき。
2. 前項に基づき利用者が WAON を利用できないことにより利用者に損害等が生じた場合であっても、WAON 事業者は、その責任を負いませんので、ご了承ください。

第 10 条 (利用者の遵守事項)

1. 利用者は、WAON のご利用に際し、次の行為をすることができません。
 - (1) 違法、不正又は公序良俗に反する目的で WAON カード又は WAON を利用すること。
 - (2) 営利の目的で WAON カード又は WAON を利用すること。
 - (3) WAON に係るソフトウェア、ハードウェア、その他 WAON に係るシステム、WAON カード又は WAON について、これを破壊、分解、解析若しくは複製等を行い又はかかる行為に協力すること。
 - (4) WAON カードが偽造若しくは変造され、又は WAON が不正に作り出されたものであるとき、またはその疑いがあるときに、これを利用すること。
2. 利用者は、前項各号の事実を知ったときは、WAON 発行者に対して WAON 発行者所定の方法によりその旨を直ちに通知するとともに、WAON カードをカード発行者に返還していただきます。この場合、当該 WAON カードに記録された WAON は返還いたしませんので、ご了承ください。

第 11 条 (WAON カードの破損等)

1. 利用者は、WAON カードを破損し、又は磁気に近づけないようご注意ください。WAON カードの破損、電磁的影響その他の事由（以下「WAON カードの破損等」という。）により WAON が破損又は消失した場合、WAON 事業者は、その責任を負いませんので、ご了承ください。
2. 前項の場合において、WAON カードの破損等が利用者の事情によらないことが明らかであって、WAON カード番号が判明したときは、利用者は、カード発行者所定の方法により WAON カードをご提出いただくことにより、カード発行者から WAON カードの再交付を受けることができます。
3. 第 1 項の場合において、WAON の破損又は消失が利用者の事情によらないことが明らかであって、WAON 発行者所定の方法により WAON カードにおける WAON の未使用残高が判明したときは、利用者は、WAON 発行者所定の方法により従前の WAON カード又は前項により再交付された WAON カードに当該未使用残高相当分のチャージを受けることができます。
4. WAON カード券面に記載されていない他のカード発行者及び WAON 発行者は、第 2 項及び第 3 項の取扱いをいたしません。
5. 第 2 項によりカード発行者が WAON カードを再交付する場合、WAON カードの図柄又は機能について、従前の WAON カードと異なる場合がありますので、ご了承ください。また、従前の WAON カードは、カード発行者が回収させていただきます。

第 12 条 (WAON の盗難・紛失)

利用者が WAON カードを盗まれ若しくは紛失され、又はこれらに準じて WAON の全部又は一部の保有を失われた場合には、WAON 事業者は、その責任を負いませんので、ご了承ください。

第 13 条 (WAON 加盟店との関係)

1. 利用者が WAON をご利用された際に、万一、商品の購入、役務の提供その他の取引について、返品、瑕疵その他の問題が生じた場合には、WAON 加盟店との間で解決していただくものとし、当該 WAON 加盟店以外の WAON 事業者は、その責任を負いませんので、ご了承ください。
2. 前項の場合において、WAON 加盟店が返品に応じた場合、WAON カード券面に記載された WAON 発行者は、当該 WAON 発行者が定める方法により WAON 利用代金相当額をチャージします。ただし、WAON をチャージすることができない場合には、WAON 加盟店において、WAON 利用代金相当額を返金することがあります。

第 14 条 (譲渡等の禁止)

利用者は、WAON カード及び WAON について、他人に貸与し、譲渡し、又は質入れ等の担保に供することはできません。ただし、発行者所定の方法によりギフト用として発行者から WAON カードの交付を受けた利用者は、当該 WAON カードを譲渡することができます。

第 15 条 (換金の原則禁止)

1. WAON は、第 13 条第 2 項ただし書、本条第 2 項、第 17 条第 2 項及び第 19 条第 3 項に定める場合を除き、換金できませんので、ご了承ください。
2. 利用者は、次のいずれかに該当する場合、本条第 3 項から第 5 項までの規定に従い、WAON の返金を受けることができます。
 - (1) 第 11 条第 3 項に定める場合において WAON 発行者が相当と認めたとき。
 - (2) 法令等により WAON を返金すべきとき。
 - (3) WAON 発行者がやむを得ないと認める相当の事由があるとき。
3. 前項の場合、利用者は、WAON 発行者所定の方法により WAON カードをご提出いただくことにより、WAON の未使用残高から WAON 発行者が定める手数料を控除した金額について、返金を受けることができます。この場合、従前の WAON カードは、WAON 発行者が回収させていただきます。
4. WAON カード番号が判明しない場合又は WAON の未使用残高が判明しない場合には、WAON 発行者は、返金の義務を負いません。
5. WAON カード券面に記載されていない他の WAON 発行者は、第 2 項の取扱いをいたしませんので、ご了承ください。

第 16 条 (WAON 発行者による WAON サービスの解約)

1. WAON 発行者は、次のいずれかに該当したときは、利用者に対して事前に通知又は催告することなく、WAON サービスを解約することができます。
 - (1) 利用者が本約款に違反したとき。
 - (2) 利用者の WAON 利用状況等に照らして、WAON の利用者として不相当と WAON 発行者が判断したとき。

2. 前項の場合、利用者は、事後、WAON カード及び WAON を利用することができません。また、カード発行者は、カード発行者所定の方法により、WAON カードを回収する場合があります。この場合、WAON カードに記録された WAON は返還いたしませんので、ご了承ください。

第 17 条 (WAON 発行者による WAON サービスの終了)

1. WAON 発行者は、天災地変、社会情勢の変化、法令の改廃、その他技術上又は営業上の判断等により、WAON サービスを終了させることがあります。
2. 前項の場合、WAON 発行者は、加盟店での掲示、ホームページへの掲載その他 WAON 発行者所定の方法により、WAON サービスを終了させる旨及び WAON カードに記録された WAON の返金方法について周知の措置をとります。この場合の WAON の返金手続については、第 15 条第 3 項から第 5 項の規定を準用します。
3. 前項の場合、WAON 発行者が定めた返金期間経過後は、返金を行わないことといたしますので、ご了承ください。
4. WAON カード番号が判明しない場合又は WAON の未使用残高が判明しない場合には、WAON 発行者は、返金の義務を負いません。

第 18 条 (WAON 事業者の責任)

WAON カード及び WAON を利用することができなかつたことにより利用者に生じた損害等について、WAON 事業者は故意又は重過失がない限り、WAON 事業者はその責任を負いません。なお、WAON 事業者は故意又は重過失がある場合であっても、WAON 事業者は、逸失利益について損害賠償の責任を負いません。

第 19 条 (取扱いの変更)

1. WAON サービス、WAON カード又は WAON の取扱いについて、本約款を変更する場合、WAON 発行者及びカード発行者は、ホームページへの掲載その他 WAON 発行者及びカード発行者所定の方法により、一定の予告期間をおいて変更内容について周知の措置をとります。
2. 本約款の変更は、次の場合に効力を生じるものとします。
 - (1) 利用者にご異議がなく前項の予告期間を経過したとき。
 - (2) 前項のお知らせ後、利用者が WAON のチャージ又は利用を行ったとき。
3. 前項の規定にかかわらず、約款の変更が利用者に不利益なものであると認められる相当の事由があり、第 1 項の予告期間内に利用者から異議のお申し出があった場合には、WAON 発行者は、WAON を返金します。この場合、第 15 条第 3 項から第 5 項の規定を準用します。

第 20 条 (合意管轄裁判所)

利用者は、WAON サービスに関して利用者と WAON 事業者との間に紛争が生じた場合、東京地方裁判所、千葉地方裁判所及び大阪地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とし、他の裁判所に申立てをしないことに合意します。

第 21 条 (ご相談窓口)

WAON サービス、WAON カード、WAON 又は本約款に関するご質問又はご相談は、WAON サービスに係るホームページをご参照いただくほか、WAON カード券面に表示するご相談窓口までご連絡ください。

附 則

本約款は、2007 年 4 月 10 日から適用します。

WAON ポイント約款

第 1 条 (目的)

1. 本約款 (以下「本ポイント約款」といいます。) は、次条に定義する WAON ポイントに係るサービスについて規定するもので、WAON 発行者は、本ポイント約款に従って WAON ポイントに係るサービスを提供しません。
2. 本ポイント約款に別段の定めがない事項については、次条に定義する WAON 利用約款が適用されるものとします。

第 2 条 (定義)

1. 本ポイント約款において使用する用語の定義は、次のとおりとします。
 - (1) WAON ポイント WAON の利用に付随して WAON 発行者から利用者に付与される電子情報であって、本ポイント約款に基づき利用者が WAON に交換すること及び WAON 発行者所定のサービスを受けることができるもの。
 - (2) 提携ポイント WAON 以外の他の取引において付与された電子情報であって、本ポイント約款に基づき利用者が WAON ポイントと交換することができるものとして WAON 発行者が指定するもの。
 - (3) WAON ポイント対象取引 利用者が WAON 利用約款に従って WAON を利用した場合に、本ポイント約款に従って WAON ポイントが付与される WAON 発行者所定の取引。
 - (4) WAON 利用約款 WAON ポイントが蓄積される WAON カードに係る WAON 利用約款及びこれに付随する特約の総称。
2. 前項に定めるもののほか、本ポイント約款における用語の定義は、WAON 利用約款において定義する意味を有するものとします。

第 3 条 (ポイントの付与)

1. 利用者が WAON ポイント対象取引を行った場合、WAON 発行者は、利用者に対して、WAON 発行者所定の WAON ポイントを付与します。なお、WAON 発行者が WAON ポイントを付与しないものとして指定した商品、役務その他の取引には、WAON ポイントは付与しません。
2. 利用者は、WAON 発行者及び提携ポイント発行者が定める方法により、提携ポイントを WAON ポイントに交換することにより、WAON ポイントを加算することができます。
3. WAON ポイント対象取引、付与される WAON ポイント、WAON ポイント付与に係る条件、提携ポイントとの交換率及び提携ポイントとの交換条件等は、WAON 発行者が定めるところによりますので、利用者に事前に通知することなく変更することがあります。

第 4 条 (ポイントの付与ができない場合)

1. 次の場合、前条に基づく WAON ポイントの付与及び提携ポイントの交換はできませんので、ご了承ください。
 - ① WAON カード又は WAON が破損しているとき。
 - ② WAON 端末 (ただし、利用者端末を除く。) の稼働時間外であるとき。
 - ③ 停電、システム障害、WAON 端末の故障その他やむをえない事由があるとき。
 - ④ 利用者が、本ポイント約款又は WAON 利用約款に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
2. 前項に基づき WAON ポイントの付与又は提携ポイントの交換ができないことにより利用者に損害等が生じた場合であっても、WAON 発行者は、その責任を負いませんので、ご了承ください。

第 5 条 (WAON ポイント残高の確認等)

1. WAON ポイントの残高は、WAON ポイント残高の表示機能を備えた WAON 端末その他 WAON 発行者所定の方法によりご確認いただくことができます。
2. 利用者が WAON カードを複数枚お持ちの場合、各カードの WAON ポイント残高を 1 枚のカードに統合することはできません。
3. WAON ポイントの履歴は、WAON ポイント履歴の表示機能を備えた WAON 端末その他 WAON 発行者所定の方法によりご確認いただくことができます。各端末において表示される WAON ポイントの履歴の範囲等については、WAON 発行者が定めるところによりますので、ご了承ください。

第 6 条 (WAON ポイントの利用)

1. 利用者は、WAON ポイントが WAON 発行者所定のポイントに達した場合、WAON 発行者所定の方法により、WAON ポイントを WAON に交換することができます。

2. 前項に基づき利用者が WAON ポイントを WAON に交換する場合、1 ポイントあたり 1 円として、WAON 発行者所定の単位で交換することができます。
3. 前各項に基づき利用者が WAON ポイントを WAON に交換する場合、イオンクレジットサービス株式会社が WAON ポイント発行者及び WAON 発行者に代わってその事務を代行します。
4. 利用者は、次の各号に定める場合、第 1 項に基づくポイントの交換はできません。これにより利用者に損害等が生じた場合であっても、WAON 事業者は、その責任を負いませんので、ご了承ください。
 - ①WAON 利用約款に基づき WAON が利用できないとき。
 - ②利用者が、本ポイント約款に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
 - ③WAON ポイント交換後の WAON が当該 WAON カードの利用可能残高の上限金額を超えるとき。
5. 利用者が WAON カードを複数枚お持ちの場合、WAON ポイントが蓄積されたカード以外の他のカードの WAON には交換できません。
6. 前各項に定める場合のほか、利用者は、クーポン、割引券又は提携ポイントへの交換等、WAON ポイントを利用した WAON 発行者所定のサービスを受けることができます。当該サービスの内容及び開始時期等については、WAON 発行者所定の方法によりご案内させていただきます。

第 7 条（商品返品時のポイント処理）

1. 利用者が WAON を利用して取引を行った商品等を返品した場合、当該取引を行ったときに第 3 条に従って付与された WAON ポイントは減算されます。
2. 前項に従い、ポイント残高がマイナスとなった場合、利用者は、WAON 発行者に対して現金にてマイナス金額をご精算いただきます。

第 8 条（WAON ポイントの盗難・紛失等）

WAON カードの盗難、紛失、破損、電磁的影響その他事由により、WAON ポイントの全部又は一部の保有を失われた場合には、WAON 事業者は、その責任を負いませんので、ご了承ください。

第 9 条（WAON ポイントの有効期限等）

1. 利用者が初めて WAON カードにチャージした日から 1 年経過後の月末までを初年度とし、2 年目以降は、前年度末の翌日から 1 年間を各年度とします。
2. 各年度中に付与又は加算された WAON ポイントの有効期限は、次年度の末日までとします。
3. 前項に定める有効期限が経過した WAON ポイントは消滅し、以後、当該 WAON ポイントのご利用はできません。
4. WAON 利用約款に従って WAON サービスが解約その他の理由により終了した場合、当該 WAON カードに係る WAON ポイントは消滅します。

第 10 条（譲渡等の禁止）

利用者は、WAON ポイントについて、他人に貸与し、譲渡し、又は質入れ等の担保に供することはできません。ただし、利用者は、発行者所定の方法により、WAON ポイントギフトとして WAON ポイントを譲渡することができます。

第 11 条（換金の禁止）

WAON ポイントは、現金との引換えはできませんので、ご了承ください。

第 12 条（WAON 事業者の責任）

1. WAON 事業者は、WAON ポイントに関して利用者が生じた損害等について、責任を負いません。
2. ポイントの取得、保有、利用又は交換等に伴い、公租公課その他の費用が発生する場合には、利用者にご負担していただきますので、ご了承ください。

第 13 条（WAON ポイントの終了）

1. WAON 発行者は、天災地変、社会情勢の変化、法令の改廃、その他技術上又は営業上の判断等により、WAON ポイントに係るサービスを終了させることがあります。
2. 前項の場合、WAON 発行者は、WAON 発行者所定の方法により、WAON ポイントに係るサービスを終了させることについて周知の措置をとります。

第 14 条（取扱いの変更）

WAON ポイントの取扱いについて、本ポイント約款を変更する場合には、WAON 発行者は、WAON 発行者所定の方法により、一定の予告期間において周知の措置をとるものとし、予告期間経過後は変更後の約款を適用します。

第 15 条 (ポイントサービスに関するご案内)

WAON ポイントに関する事項は、WAON サービスに係るホームページ、WAON 加盟店における掲示等の方法でご案内しているものもありますので、本ポイント約款とあわせてご参照ください。

附 則

本ポイント約款は、2007 年 4 月 10 日から適用します。

<WAON 発行元>

イオン株式会社
〒261-8515
千葉県千葉市美浜区中瀬 1-5-1

WAON 発行元は、2008 年 8 月 21 日よりイオンリテール株式会社に承継。

【相談窓口】 WAON コールセンター 0120-577-365

●お買物についてのお問い合わせ、ご相談は、カードをご利用された店舗にご連絡ください。